

富士市低入札価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の競争入札を行う場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項、第167条の10の2第2項及び第167条の13並びに富士市契約規則（昭和44年富士市規則第25号）第16条の2及び第19条の規定に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるときにおける落札者の決定に関し、必要な事項を定める。

(対象とする契約)

第2条 この要領は、予定価格が5千万円以上の建設工事又は令第167条の10の2第1項及び第2項並びに第167条の13に規定する総合評価競争入札により落札者を決定する建設工事の請負契約を締結しようとする場合に適用する。

(調査基準価格を下回る価格の入札)

第3条 入札執行者（富士市専決代決規程（昭和45年富士市訓令乙第5号。以下「専決代決規程」という。）別表第2に規定する決裁権者をいう。）は、予定価格の範囲内において、最低の価格で入札を行った者又は価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって入札した者（以下これらを「最低価格入札者等」という。）の入札額が、調査基準価格（契約の相手方となるべき者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。以下同じ。）を下回る価格での入札（以下「低入札」という。）となった場合には、落札の決定を保留するものとする。ただし、第6条に規定する入札となった場合はこの限りではない。

(調査等)

第4条 低入札が行われた場合には、速やかに最低価格入札者等から、契約の内容に適合した履行がされるかどうか、次に掲げる事項について事情聴取その他の調査を行い、当該調査の結果に基づいて最低の価格で入札を行った者を契約の相手方とすることの適否について審査するものとする。

- (1) 予定している労務者供給の見通し、資材等の量及び調達等に関する事項並びにその適否に関する事項
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否に関する事項
- (3) 経営状態に関する事項
- (4) その他落札の決定に必要な事項

2 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められる場合は、最低価格入札者等を落札者とし、履行がされないおそれがあると認められる場合は、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内において入札をした他の者のうち、最低の価格で入札を行った者又は価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

3 前2項の規定は、次順位者が低入札に該当した場合に準用する。

4 前2項の規定により契約の相手方を決定した場合には、速やかに書面又は口頭をもってその旨を入札に参加した者に通知するものとする。

(調査基準価格)

第5条 調査基準価格は次の方法により算定するものとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。
 - ア 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額
 - (2) 特別なものについては、(1)の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
 - (3) 前2号の額を適用する場合において、消費税及び地方消費税相当額を加算する前の額は、1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。
- 2 調査基準価格は、専決代決規程の別表第2に規定する予定価格の決定に係る決裁権者が決定するものとする。

(失格基準価格)

第6条 失格基準価格（契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ設定した落札価格の最低限度額をいう。）を下回る価格での入札となった場合には、第4条に規定する調査等を行わず失格とする。

2 失格基準価格は次の方法により算出するものとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
 - ア 直接工事費に10分の7.5を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費に10分の7を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費相当額に10分の7を乗じて得た額
 - エ 一般管理費に10分の3を乗じて得た額
 - (2) 前号の額を適用する場合において、消費税及び地方消費税相当額を加算する前の額は、1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。
 - (3) 当該工事の特殊性が著しく顕著でこれらの規定により難しい場合においては、第1項の規定、又は前項(1)に規定する率によらないことができるものとする。
- 3 失格基準価格は、専決代決規程の別表第2に規定する予定価格の決定に係る決裁権者が決定するものとする。

(低入札価格審査委員会)

第7条 第4条に規定する契約の相手方とすることの適否を審査するため、富士市低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第8条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は主管する副市長をもって充てる。
- 3 委員は富士市建設工事等入札参加者指名第1委員会をもって充てるものとし、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、財政部長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 委員長は低入札が行われたときは速やかに、会議を開催する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第3項の規定にかかわらず、委員長が緊急を要すると認めた場合の会議は、委員長及び委員長が指名する他の2人以上の委員の協議をもって代えることができる。
- 6 委員会は、必要があると認める場合には、工事担当課、契約検査課その他関係各課へ資料の提出を求め、又は関係課の職員の出席を求めることができる。

(契約しない場合の判断基準)

第9条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当するものとする。

- (1) 指定期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 事情聴取に応じない場合
- (3) 事情聴取に対し、提出した資料に基づいた根拠のある説明ができない場合
- (4) 事情聴取に対し、不適正又は不誠実な言動があり、正常な調査が実施できない場合
- (5) 設計図書に計上した設計数量を満足していない場合
- (6) 材料や製品の品質・規格が、設計仕様に適合しない場合
- (7) 建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合
- (8) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合
- (9) 下請金額が不当に低額に設定されていたことが確認できた場合（下請業者からの見積書又は下請金額の根拠となる積算資料を提出させ、確認する。）
- (10) 品質証明員が配置できない場合（該当する場合のみ。）
- (11) 主任技術者（監理技術者）が専任で配置できない場合
- (12) 現場代理人が配置できない場合

(低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定)

第10条 低入札価格調査を経て契約を締結する工事にあつては、次の各号を適用するものとする。

- (1) 下請状況調査を実施する。
- (2) 主任技術者又は監理技術者は請負代金の額にかかわらず専任とする。

(庶務)

第11条 委員会の事務局は、財政部契約検査課に置く。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。